

(仮訳)
戦略的な経済上の連携に関する
日本国とチリ共和国との間の協定の
署名に当たっての共同声明

1. 我々、麻生太郎日本国外務大臣及びアレハンドロ・フォックスレイ・リオセコ・チリ共和国外務大臣は、長い間にわたる両国民の友好関係が永続的な協力関係に発展したことを想起し、両国が、両国相互及び国際社会全体の安定、安全保障及び繁栄に貢献するため、どのように緊密に協力していくべきかについて率直な話し合いを行った。
2. このため、我々は、二国間の経済的及び政治的な関係を更に促進し及び深化させるため、協働していくとの決意を確認した。
3. 本日、我々は、両国首脳の指導のもとに迅速に交渉が終了したことを歓迎し、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（以下「協定」という。）に署名した。協定の署名により、我々の連携における新たな一章が始まることとなった。
4. 協定は、物品、人、投資及びサービスの国境を越える移動を増加させ、両国間の戦略的な経済上の連携を強化するものである。さらに、協定は、知的財産の保護、競争政策及びビジネス環境の整備について規定している。また、この共同声明には、ダンピング防止措置及び貿易の技術的障害（TBT）に関する声明が添付される。
5. また、我々は、経済関係を強化させるにあたり、環境及び労働に関する問題についても適切な考慮を払う重要性を強調した。この共同声明には、これらの問題に関する声明も併せて添付される。
6. 我々は、協定の署名により、日本とチリがそれぞれの競争力を最大限に生かし、両国の経済発展を促進することで、両国国民に更なる繁栄と安定がもたらされることを期待する。
7. 我々は、日本とチリとの間の経済的な絆の強化により、日本と南米との経済関係及びチリとアジアとの経済関係が促進され、太平洋を越えた貿易と投資の流れに新たな刺激が与えられるとの見解を共有する。我々は、両国が経済交流を活性化することにより、アジア太平洋地域の繁栄に共に寄与することを確信する。
8. 我々は、本年、日本・チリ修好110周年を迎えることを想起し、日本とチリの政府と国民を代表して、両国間の経済関係を更に高度な次元へ発展させる協定に署名することを祝福する。

東京、2007年3月27日

麻生太郎
日本国外務大臣

アレハンドロ・フォックスレイ
チリ共和国外務大臣

ダンピング防止措置

1. 両外相は、ダンピング防止措置に訴える世界の傾向を認識し、こうした措置が貿易を阻害し国内産業を不公平に保護するために用いられるべきではないとの見解を共有する。両外相は、こうした措置が貿易制限的な効果を引き起こすことに留意する。
2. 両外相は、ダンピング防止措置を適用する際の公平性と一貫性のみならず、ダンピング防止措置の発動手続の透明性を確保するための堅固で明確なルールを確立することが喫緊の課題であることを確認する。両外相は、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定に関連して、両国政府が、ダンピング防止措置を用いる場合には、ダンピングによる有害な影響を救済するために真に必要な限度にとどめるべきであることを決意する。
3. 両外相は、両国政府が、ダンピング防止措置を規律するルールを明確化し、改善し、強化するために、特に世界貿易機関の枠組みにおいて、両国間の協力を維持し、及び強化することの必要性を確信する。

貿易の技術的障害（TBT）

両外相は、2002年5月23日の世界貿易機関の貿易の技術的障害に関する委員会の決定（G/TBT/1/Rev.8）の第9章（「貿易の技術的障害に関する協定 第2条、第5条及び附属書3に関連する国際規格、指針及び勧告の策定のための原則に係る委員会決定」）の重要性を認識し、国際的な規格、指針及び勧告が作成される際には、自国の標準化機関が世界貿易機関の貿易の技術的障害に関する委員会の上記文書に記載されている原則に従うことを確保するための最善の努力を各政府が払うことを確認する。

環境

両外相は、

持続可能な開発の追求を約束するとともに、それと相互に依存し、補強し合う柱である経済的開発、社会的開発及び環境保護について認識し、

環境政策と貿易政策は、持続可能な開発を達成するため相互に支え合うべきものであることを認識し、

貿易及び投資関係を強化するとともに、環境保護のための能力を構築することの必要性を確信し、

両国それぞれの天然資源、気候、地理的、社会的、文化的及び法的条件並びに経済面、技術面及びインフラ面における能力が異なること、また、そのような能力の向上が必要であることに留意し、

持続可能な開発に資するため、環境保護並びに天然資源の保全及び持続可能な利用のために協力することの重要性を意識し、

市民社会の参加の重要性を強調し、

環境教育及び環境文化の振興の必要性を確信し、

次の点を確認した。

1. 両国政府は、高い水準の環境保護の追求を継続し、環境に関する適用可能な国際協定の下でそれぞれの国が行った約束を遵守する意思を再確認する。
2. 両国政府は、それぞれの国の環境に関する法令、政策及び慣行を、環境に関する適用可能な国際協定の下でそれぞれの国が行った約束に調和させる用意がある。
3. 両国政府は、国際貿易に対する偽装した制限を行うことを目的として、環境に関する法令、政策及び慣行を定め、又は用いることは不適當であるとの見解を共有する。

- 4 . 両国政府は、また、貿易及び投資を促進することのみを目的として、環境に関する法令を緩和し、又はそれらの法令の施行若しくは実施を怠ることは不適當であるとの見解を共有する。
- 5 . 両国政府は、それぞれの国において、環境に関する法令、政策及び慣行に関する公衆の啓発を促進する。
- 6 . 両国政府は、適当な場合には、クリーン開発メカニズム（CDM）の下で行われる諸計画の推進や経済連携協定の環境影響評価に関する情報交換などの環境分野における協力活動を奨励し、促進する。

労働

両外相は、

労働政策と貿易政策は、社会的に正当化される開発を達成するために、相互に支え合うべきものであることを認識し、

持続可能な経済成長や繁栄は、各国の生産性及び競争力を向上させるための人々の知識と技能に大きく依存していることを認識し、

自由な貿易や投資が、国際労働機関（ILO）によって確立された基本原則に則った雇用条件を伴う形で雇用創出、適切な仕事及び意義深い職を労働者にもたらすべきとの願望を共有し、

貿易及び投資関係を強化するとともに、労働に関する諸権利を保護することの必要性を確信し、

両国それぞれの社会的、文化的、経済的、技術的及び法的な条件が異なることに留意し、

職業教育や職業訓練を通じた人的資本の開発により、雇用可能性を向上させる必要性を確信し、

労働者及び雇用者の代表その他市民社会の構成員の参加の重要性を強調し、

協力、協議及び対話を基礎として労働問題に対応することの重要性を認識し、

次の点を確認した。

1. 両国政府は、国際労働機関（ILO）の加盟国としてそれぞれの国が負う義務及び「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ（1998年）」の諸原則に対する約束を再確認する。
2. 両国政府は、それぞれの国の労働に関する法令、政策及び慣行を、労働に関する適用可能な国際協定の下でそれぞれの国が行った約束に調和させることが重要であるとの見解を共有する。

- 3 . 両国政府は、国際貿易に対する偽装した制限を行うことを目的として、労働に関する法令、政策及び慣行を定め、又は用いることは不適當であるとの見解を共有する。
- 4 . 両国政府は、また、貿易及び投資を促進することのみを目的として、労働に関する国内法によって与えられる保護を弱め、若しくは減じ、又はそのような保護の施行若しくは実施を怠ることは不適當であるとの見解を共有する。
- 5 . 両国政府は、それぞれの国において、労働に関する法令に関する公衆の啓発を促進する。